

「横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案等に対する意見聴取について」に対する関係利水者等の回答について

平成 24 年 12 月

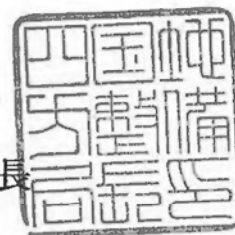
国土交通省 四国地方整備局



国四整河計第21号
平成24年9月19日

高知県知事 殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、横瀬川ダム建設事業に替わる複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付資料に基づきご回答いただけますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案

1) 新規利水対策案 (資料1 参照))

- ①横瀬川ダム案
- ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
- ③海水淡水化案
- ④ダム再開発 (掘削) 案
- ⑤地下水取水 (既設) + 河道外貯留施設 (貯水池) 案

2) 流水の正常な機能の維持対策案 (資料2 参照)

- ①横瀬川ダム案
- ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
- ③海水淡水化案
- ④ダム再開発 (かさ上げ) 案
- ⑤地下水取水 (既設) + 河道外貯留施設 (貯水池) 案

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出

意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限

平成24年10月5日 (金) までとさせていただきます。

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局

〒760-8554 高松市サンポート3番33号

TEL 087-851-8061 FAX 087-811-8417

横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持対策案に ついて (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	



24高河川第376号
平成24年10月9日

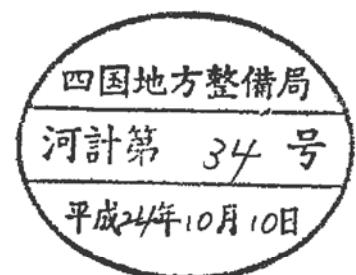
四国地方整備局長 様

高知県知事



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年9月19日付け国四整河計第21号で照会のありましたうえのことについては、別紙意見書のとおりです。



横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対するご意見

団 体 名	高知県
担 当 者 名	
連 絡 先 (TEL)	088-823-9838
ご意見の項目	ご 意 見
1)新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	【対策案】 ①横瀬川ダム案 【意見】 ダム計画地点より下流の上水道は、現在、渇水時には水源の水位が低下し、増水時には濁水が発生するなど、安定かつ衛生的な給水ができていない状況です。このため、四万十市は横瀬川ダム事業に利水参画し、すでに、水道事業計画に基づく施設整備を一部実施しています。 このことから、コスト面や時間的観点からみた実現性において、ダム案が妥当であると考えます。
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	【対策案】 ②河道外貯留施設（貯水池）案 ③海水淡水化案 ④ダム再開発（かさ上げ）案 ⑤地下水取水（既設）＋河道外貯留施設（貯水池）案 【意見】 これら代替案は、コスト面や農地に影響を与える等ダム案と比較して問題が多く、実現性が低いと考えます。



国四整河計第21号
平成24年9月19日

四万十市長 殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、横瀬川ダム建設事業に替わる複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付資料に基づきご回答いただけますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案

1) 新規利水対策案 (資料 1 参照))

- ①横瀬川ダム案
- ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
- ③海水淡水化案
- ④ダム再開発 (掘削) 案
- ⑤地下水取水 (既設) + 河道外貯留施設 (貯水池) 案

2) 流水の正常な機能の維持対策案 (資料 2 参照)

- ①横瀬川ダム案
- ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
- ③海水淡水化案
- ④ダム再開発 (かさ上げ) 案
- ⑤地下水取水 (既設) + 河道外貯留施設 (貯水池) 案

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出

意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限

平成 24 年 10 月 5 日 (金) までとさせていただきます。

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局

〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号

TEL 087-851-8061 FAX 087-811-8417

横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持対策案に ついて (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

24 四 建 第 107 号
平成 24 年 10 月 3 日

国土交通省四国地方整備局長
川 崎 正 彦 様

四万十市長 田 中 全

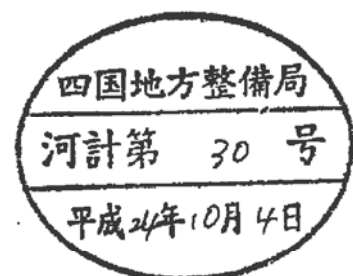


横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案等に対する意見について（回答）

日頃より四万十市行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成24年9月19日付け、国四整河計第21号でご依頼のありました上記の件について、別添のとおり回答いたします。

内容をご確認いただき、一日も早いダム事業の再着手を何卒よろしくお願い申し上げます。



横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対するご意見

団 体 名	四万十市役所
担 当 者 名	
連 絡 先 (T E L)	0880-34-1116
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【ダム案を含む全対策案について】 本市では、横瀬川ダム事業に参画し、西部統合簡易水道事業を進めており、現在 81.1%の進捗となっている。 現在、ダム検証作業において、ダム案以外に河道外貯留施設案、海水淡水化案、ダム再開発案、地下水取水（既設）＋河道外貯留施設案が立案・抽出されているが、いずれの案においてもコスト面や実現性で非現実的なものと考ええる。 特に、河道外貯留施設案は、貴重な農地を犠牲にするものであり、地域としては到底受け入れられない案である。西部統合簡易水道事業は、横瀬川ダムがあつて成り立つものであり、現在の進捗状況からもダム案以外の対策はあり得ないと考ええる。 西部統合簡易水道事業の一日も早い効果発現の面から、横瀬川ダムの早期着工・完成を強く望むものである。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【ダム案を含む全対策案について】 中筋川及び横瀬川流域では、これまで洪水による氾濫により幾度となく農業被害が発生してきた。一方で、平成 7 年、平成 14 年、平成 23 年度など、渇水時には河川が干上がり農業用水の確保が出来ず農作業に支障を及ぼす事態も発生している。 これらを解消するために、ダム案以外に河道外貯留施設案、海水淡水化案、ダム再開発案、地下水取水（既設）＋河道外貯留施設案が立案・抽出されているが、河道外貯留施設案は、新規利水対策案以上に貴重な農地を犠牲にするものであり、地域としては到底受け入れられない案である。また、海水淡水化案はコストや維持管理から言っても論外である。ダム再開発案は、このような案が技術的に可能であるなら、より効果をたかめるために横瀬川ダム案にプラスして実施すべきと考える。 以上のように、コスト、実現性、早期の効果発現の面からダム案以外の対策案はあり得ないと考ええる。



国四整河計第21号
平成24年9月19日

宿毛市長 殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、横瀬川ダム建設事業に替わる複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付資料に基づきご回答いただけますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案

1) 新規利水対策案 (資料1 参照)

- ①横瀬川ダム案
- ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
- ③海水淡水化案
- ④ダム再開発 (掘削) 案
- ⑤地下水取水 (既設) + 河道外貯留施設 (貯水池) 案

2) 流水の正常な機能の維持対策案 (資料2 参照)

- ①横瀬川ダム案
- ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
- ③海水淡水化案
- ④ダム再開発 (かさ上げ) 案
- ⑤地下水取水 (既設) + 河道外貯留施設 (貯水池) 案

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出

意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限

平成24年10月5日 (金) までとさせていただきます。

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局

〒760-8554 高松市サンポート3番33号

TEL 087-851-8061 FAX 087-811-8417

横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持対策案に ついて (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

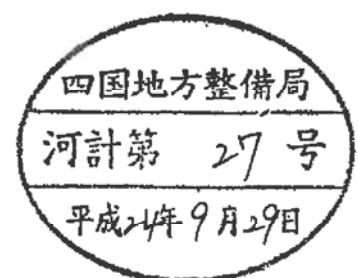
宿 建 第 4 6 2 号
平成24年9月28日

国土交通省
四国地方整備局長 様

宿 毛 市 長 

横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案に対する意見聴取について（回答）

平成24年9月19日付け国四整河計第21号で照会のありました標記事項
について、別紙のとおり回答いたします。



横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び
流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	宿毛市
担 当 者 名	
連 絡 先	0880-63-1120
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水 対策案につ いて (対策案の名称 を記入の上、 ご意見を記載 してください) ※ご意見をいただ く対策案は複数で も結構です	・横瀬川ダム案について 対策案の中で、安全度（目標）、コスト、実現性等について比較検討すると、横瀬川ダム建設案が最適であると考ええる。 先日の関係地区住民の会（平田・山奈・中筋地区）においても治水面や利水面においても横瀬川ダム建設を強く望んでおり、早期着手・早期完成を目指していただきたい。
2) 流水の正 常な機能の 維持対策案 について (対策案の名称 を記入の上、 ご意見を記載 してください) ※ご意見をいただ く対策案は複数で も結構です	・横瀬川ダム案について 宿毛市の農地については、中筋川ダムの建設により農業用水の安定供給が図られているが、四万十市の横瀬川流域においては、渇水期に瀬切れ状態となり、農業用水の確保に苦慮していると聞いております。 抽出された代替案は、コスト面や農地そのものに影響を与える案もあり、横瀬川ダム建設案と比較しても実現性は低いと考えられるため、安定した流量確保の面からもダム建設が最適であると考ええる。



国四整河計第20号
平成23年8月23日

高知県知事殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4. 1. (2). ④. i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

また、複数の治水・利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案において、既設中筋川ダムの利水容量（工業用水・水道用水・かんがい用水）の容量再編（買取り）又はダム使用権の振替を対象として検討しております。

つきましては、貴殿が中筋川ダムに確保されています工業用水・かんがい用水における利水容量について、容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無についてもお伺いします。また、同意の可能性有りの場合には、可能水量等の諸条件についても併せてお伺いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添 1)

1. ご意見を伺う利水対策案

1) 新規利水対策案
(別添 3) 資料参照

2) 流水の正常な機能の維持対策案
(別添 3) 資料参照

※(別添 3)(別添 5)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第 3 回幹事会配布資料と同じです。

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成 23 年 9 月 22 日(木)

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
横瀬川ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号

5. 問い合わせ先

河川計画課長 あだち 足立 ふみはる 文玄 (内線 3 6 1 1)

建設専門官 いけぞえ 池添 よしきよ 好巨 (内線 3 6 1 4)
電話 087-851-8061

(別添 2)

【 意見提出様式 】

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)
対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持の対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

(別添 4)

【 提出様式 】

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		
担 当 者 名		
連絡先 (TEL)		
項 目		確 認
工業用水	1) 工業用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	
	2) 工業用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量： m^3 条件等：
かんがい用水	1) かんがい用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	
	2) かんがい用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量： m^3 条件等：

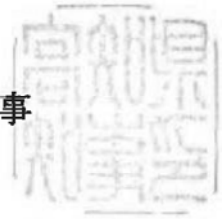


23高河川第293号

平成23年9月19日

四国地方整備局長 様

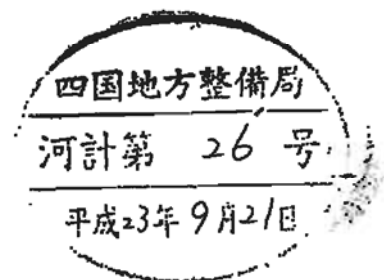
高知県知事



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）

対策案に対する意見聴取について（回答）

平成23年8月23日付け国四整河計第20号で意見照会がありました標記の件につきまして、別添2及び別添4のとおり回答いたします。



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案等に対するご意見

団 体 名	高知県
担 当 者 名	
連 絡 先 (TEL)	088-823-9838
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案】 ・ダム使用権等の振替案 ・地下水取水＋ダム使用権等の振替案 【意見】 ○近傍ダムである中筋川ダムのダム使用権等の振替を伴う対策案については、関係する利水者から同意を得ることは困難であるため、実現性は低いと考えます。 (別添4 参照)
2) 流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案】 ・ダム使用権等の振替＋既設ダム活用（かさ上げ）案 ・ダム使用権等の振替＋河道外貯留施設案 【意見】 ○近傍ダムである中筋川ダムのダム使用権等の振替を伴う対策案については、関係する利水者から同意を得ることは困難であるため、実現性は低いと考えます。 (別添4 参照)

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用权の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		高知県
担 当 者 名		
連 絡 先 (TEL)		088-823-9838
項 目		確 認
工業用水	1) 工業用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意の可能性の有無	無 (高知県として、将来の工業用水の水源として確保するため。)
	2) 工業用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	取水量： m^3 条件等：
かんがい用水	1) かんがい用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意の可能性の有無	無 (今後の農業情勢次第ではあるが、新たに水源を確保することは困難であり、将来の有効利用に向けてかんがい用水の水源として確保する。)
	2) かんがい用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	取水量： m^3 条件等：



国四整河計第20号
平成23年8月23日

宿毛市長殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところであります。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4. 1. (2). ④. i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂きますようお願いいたします。

また、複数の治水・利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案において、既設中筋川ダムの利水容量（工業用水・水道用水・かんがい用水）の容量再編（買取り）又はダム使用権の振替を対象として検討しております。

つきましては、貴殿が中筋川ダムに確保されています水道用水における利水容量について、容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無についてもお伺いします。また、同意の可能性有りの場合には、可能水量等の諸条件についても併せてお伺いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添 1)

1. ご意見を伺う利水対策案

1) 新規利水対策案
(別添 3) 資料参照

2) 流水の正常な機能の維持対策案
(別添 3) 資料参照

※(別添 3)(別添 5)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第 3 回幹事会配布資料と同じです。

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成 23 年 9 月 22 日(木)

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
横瀬川ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号

5. 問い合わせ先

河川計画課長 あだち 足立 ふみはる 文玄 (内線 3 6 1 1)

建設専門官 いけぞえ 池添 よしきよ 好巨 (内線 3 6 1 4)
電話 087-851-8061

(別添 2)

【 意見提出様式 】

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)
対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持の対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

(別添 4)

【 提出様式 】

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		
担 当 者 名		
連絡先 (TEL)		
項 目		確 認
水道用水	1) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	
	2) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量： m^3 条件等：

宿 建 第 3 1 5 号

平成 23 年 9 月 12 日

四国地方整備局長 様

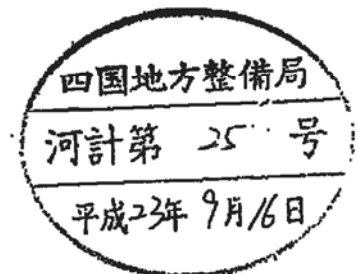
宿 毛 市 長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）

対策案等に対する意見聴取について

平成 23 年 8 月 23 日付け国四整河計第 2 0 号で依頼のあったうえのことについて、別紙のとおり回答します。



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)
対策案等に対するご意見

団 体 名	稲毛市
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	0880-63-1120
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	〇-① 横瀬川ダム案 資金度(目標)・コスト・実現性を考慮すると横瀬川ダムの建設より良い案はありません。 地元住民はダム建設を希望しているため、横瀬川ダムの早期建設に向けて事業の推進をお願いいたします。
2) 流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	〇-① 横瀬川ダム案 資金度(目標)・コスト・実現性を考慮すると横瀬川ダムの建設より良い案がありません。 当地域は渇水時に深刻な水不足に悩まされてきたが、中瀬川ダム完成後はその利水補給により安定供給を受けています。同様に横瀬川流域においても安定的な利水量確保が望めます。 地元住民はダム建設を希望しているため、横瀬川ダムの早期完成に向けて事業の推進をお願いいたします。

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		宿毛市	
担 当 者 名		[REDACTED]	
連絡先 (TEL)		0880-63-1111	
項 目		確 認	
水道用水	1) 水道用水の容量再編（買取り）又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	 	
	2) 水道用水の容量再編（買取り）又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量： m³ 条件等：	

国四整河計第20号
平成23年8月23日

四万十市長殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4. 1. (2). ④. i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添 1)

1. ご意見を伺う利水対策案

1) 新規利水対策案

(別添 3) 資料参照

2) 流水の正常な機能の維持対策案

(別添 3) 資料参照

※(別添 3)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第 3 回幹事会配布資料と同じです。

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成 23 年 9 月 22 日 (木)

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局

〒 760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号

5. 問い合わせ先

河川計画課長

あだち
足立

ふみはる
文玄

(内線 3 6 1 1)

建設専門官

いけぞえ
池添

よしきよ
好巨

(内線 3 6 1 4)

電話 087-851-8061

(別添2)

【意見提出様式】

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)
対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持の対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

23 四 建 第 119 号

平成 23 年 9 月 9 日

国土交通省四国地方整備局長

川 崎 正 彦 様

四万十市長 田 中 全



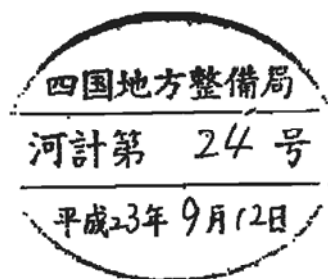
横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）

対策案等に対する意見について（回答）

日頃より四万十市行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 23 年 8 月 23 日付け、国四整河計第 20 号でご依頼のありました上記の件について、別添より回答いたします。

内容をご確認いただき、一日も早いダム事業の再着手を何卒よろしくお願い申し上げます。



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）
対策案等に対するご意見

団 体 名	四万十市役所
担 当 者 名	
連絡先（TEL）	0880-34-6127
ご意見の項目	ご 意 見
1)新規利水対策案について （対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	[横瀬川ダム案] 本市は、横瀬川ダム利水参画に基づき、平成7年3月に西部統合簡易水道事業の認可を得て以来、中筋川流域住民の安定且つ安心・安全な給水を実現するため今日まで整備を進めてまいりました。しかし、当検証において計画水源である横瀬川ダムが一時中止されたことに大変不安に感じているほか、仮にダム中止ともなれば今後の水道計画が成り立たないばかりか、これまで整備した施設そのものが無駄な投資となってしまう恐れがあります。 3月11日に発生した東日本大震災を受け、ライフラインの確保の重要性を再認識した今日、今後起こりうる東南海・南海地震に備え災害に強い水道を早急に確立しなければなりません。 これらを実現するためには、横瀬川ダムによる利水が不可欠であり、その他工期、コストにおいて不確定な利水案は論外と考えます。 以上をご賢察頂き、一日も早いダム事業の再着手、早期完成をお願いいたします。
2)流水の正常な機能の維持の対策案について （対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	[横瀬川ダム案] 当流域は、中筋川の氾濫によりこれまで幾度となく農業被害が発生するほか、平成7年、平成23年など渇水期には河川が干上がり農作業への被害がみられるなど様々な問題に悩まされています。 これらを解消するためには治水面はもちろん、水の容量確保並びに維持管理において、より効果の期待できる横瀬川ダム案が妥当であり、他の対策案は工期、コストで不確定な上、地元からも受け入れられないものと考えます。 以上をご賢察頂き、一日も早いダム事業の再着手、早期完成をお願いいたします。